

令和4年(2022年)3月6日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

新型コロナウイルス感染症に係る市内小中学校の対応について

現在、京都府において講じられております、まん延防止等重点措置等が令和4年3月21日まで延長されることとなりました。

つきましては市内小中学校において、引き続きこの間実施してきた対策を緩めることなく、下記のとおり教育活動を行うこととします。

早期に新型コロナウイルス感染症が終息し、児童生徒が安心して、通常の学校生活を送ることができるよう、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) 感染防止対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動は、原則行わないこととします。
- (3) 中学校部活動は、次のとおりとします。
 - ア 参加者は自校生徒のみ
 - イ 活動は校内のみ
 - ウ 平日のみ2時間以内
 - エ 宿泊は禁止
 - オ 大会・発表会等参加については、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等に限る。ただし、大会等参加に伴う練習は休日も認めます。
- (4) 基本的には常時マスクを着用しますが、冬季であっても、活動内容や児童生徒の体調により熱中症となる可能性があるため、十分な距離を保ちつつ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行い、一時的にマスクを外す指導を行います。
- (5) 児童生徒、教職員に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) ご家庭でも「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出や家族以外との会食を避ける。
 - ・家族以外とのマスク無し、近距離での会話などを控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検した場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。